

令和7年12月定例県議会における  
教育委員会答弁要旨

令和8年1月16日  
総務企画課広報室

○ 自民党県議団 林 泰輔 議員

12月5日

① 小中学校におけるワンヘルス教育の意義について

【義務教育課】

〔 小中学校におけるワンヘルス教育の意義について教育長に伺う。 〕

学校教育法における義務教育の主な目標として、「生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度」や「健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣」を養うことなどが掲げられています。

これらの目標を達成する上で、人と動物の健康や環境保全に関して、教科を横断する形で体験的に学び、思考を巡らせ主体的な行動につなげるワンヘルス教育は、非常に有効であると考えています。

加えて、異常気象や大きな災害、新たな感染症などが頻発する中、こうした想定を超える社会的な課題を克服し、持続可能な社会の創り手として必要な資質・能力を育む上でも、ワンヘルス教育の意義は極めて大きいものと認識しています。

② 小中学校におけるワンヘルス教育の普及に向けた取組について

【義務教育課】

〔 県内全市町村がワンヘルスの推進を宣言されたことを踏まえ、特に県下の公立小中学校におけるワンヘルス教育の普及に向けてどのように取り組まれるのか教育長に伺う。 〕

県教育委員会では、子供たちがワンヘルスについての理解を深めることができるよう、ワンヘルスの考え方や取組を明確にしたリーフレット等の教育資料を作成し、全児童生徒及び教職員に配布をしています。

また、昨年度の時点で、ワンヘルスの視点を各教科等の内容と関連させて授業を行っている小学校は79.2%に当たる342校、中学校では73.7%に当たる143校となっています。

さらに、昨年度から3か年に渡り、毎年小中学校8校をワンヘルス学習推進校に指定し、地域の特色をいかした取組を推進する「ワンヘルス教育総合推進事業」に取り組んでいます。

このたび、全市町村でワンヘルスの推進を宣言されたことを受け、今後、市町村教育委員会や学校における実施体制や取組の充実が図られ、来年度、全小中学校でワンヘルス教育が実施されるよう、推進校の成果をいかした実践的な指導案や教材などのさらなる開発と情報発信を行っていきます。

また、知事部局とも連携し、ワンヘルスマスターなどの派遣や先進的な取組に対する支援を行っていきます。

① 本県の学校教育における多文化共生の取組について

【義務教育課・教職員課・高校教育課】

〔 本県の学校教育において、外国人の児童生徒に対する日本語指導の推進も含めて、多文化共生に現在どのように取り組んでいるのか、そのための人員配置も含めて具体的に教育長に伺う。 〕

国際化が進展する中、将来を担う児童生徒に、その国籍を問わず、広い視野とともに、自国の文化及び異文化に対する理解や、異なる文化をもつ人々と協調して生きていく態度を育成することは極めて重要であると考えています。

このため、本県の学校教育では、小学校、中学校、高等学校の各段階を通して、外国語科や社会科、道徳科などにおいて、様々な文化に関する理解を深めるとともに、外国人との交流などの体験的な学習や課題解決的な学習などを取り入れて、多文化共生社会を生きる実践的な態度や資質・能力を育成しています。

日本語指導が必要な児童生徒については、年々増加しており、そうした児童生徒が学校生活に円滑に適応できるよう、実態に応じた個別指導や保護者への相談対応などを行っています。

現在、日本語指導が必要な児童生徒18人につき1名加配する国の算定基準により、本県において公立小中学校に31名の教員を配置するとともに、当該教員を対象とした研修を年4回実施し、実践的な指導力の向上を図っています。

また、県立高校では、5校に日本語指導などを行う非常勤講師の加配を行うほか、支援員の配置や、授業や保護者との面談で活用する通訳ソフトの導入など支援体制の充実に努めています。

② 外国人に対する差別を許さない児童生徒の育成について

【人権・同和教育課】

〔 差別を生まない、差別を見逃さない、差別を許さない子どもたちをどのようににはぐくむつもりか、教育長の考えを伺う。 〕

県教育委員会としては、外国人の人権に関する教職員の指導力向上のため、ヘイトスピーチ解消法の趣旨を各教科等に関連付けた指導者用手引きの活用を促進しています。また、昨年度から実施している中高生を対象とした探究型セミナーでは、生徒と教員が外国にルーツのある当事者の方と語り合い、お互いの思いを分かち合う場をつくり、差別をなくすための実

践的行動力を育成しています。

今後とも、偏見や差別をなくし、異なる文化をもつ人々との共生の心を醸成する教育の推進に取り組んでいきます。

### ③ 魅力的な普通科高校について

【高校教育課】

〔 生徒にとって魅力的な全日制普通科高校とはどういったものなのか、その姿を具体的にお示し願う。 〕

個々の生徒の能力・適性や興味・関心に応えることのできる多様で特色ある学びの場を提供し、生徒が自己の将来をイメージしながら高い学習意欲を持って学びに向かい、それぞれの進路希望を実現していくことこそが、魅力ある普通科の姿であると考えています。

そのため、理数や国際文化などニーズに応じた特色あるコースを設置するとともに、習熟度や進路希望に応じた少人数指導などを行っています。

さらに、これからの社会の在り方が大きく変化していく中、探究的・文理横断的な学びの充実やデジタル等成長分野を支える人材育成の強化が期待されています。

私としても、大学や地域社会と連携し、教科の枠組みにとらわれることなく、社会課題等について様々な観点から解決策を探究していく活動や、ICTを活用し、データサイエンスの視点を取り入れた実践的な学びなどを一層推進することにより、普通科高校が生徒にとってより魅力あるものになると考えています。

### ④ 魅力化の推進について

【高校教育課】

〔 魅力化を推進する過程で、教職員の負担増や取組の継続性に留意しつつ、その魅力化をどのように進めていくのか、教育長の所見を問う。 〕

魅力化の推進に当たっては、管理職による適切なマネジメントのもと、教職員の共通理解を図り、研修の充実や推進体制の整備を行うことにより、学校として継続的・安定的な取組としていくことが必要です。

また、学校全体としての業務精選や教職員間の業務の平準化などにより、教職員の負担が増加しないよう配慮することが重要であると考えています。

県教育委員会としては、こうした観点も踏まえ、今後とも県立高校が生徒に選ばれる魅力ある学びの場となるよう、教科横断的な学びを特色とする「新しい普通科」の設置や地域社会と連携した探究的・実践的な学びの強化、DXハイスクール事業を通じたデジタル人材育成などに引き続き取

り組んでいきます。

⑤ 県外から志願可能な本県の県立高校について

【高校教育課】

〔 佐賀県、大分県、熊本県の居住者が志願可能な対象校・学科の総数と主な学校名をお示し願うとともに、対象校の選定基準について問う。 〕

令和8年度入学者選抜において、県外居住者が志願可能な学校は、佐賀県が大川樟風高校など27校50学科、大分県が青豊高校など15校31学科、熊本県が三池高校など26校48学科です。

他県において本県に居住する生徒の受入れを認めている場合に、本県においても当該県の居住者の受検を認めており、対象校については、入学者選抜における志願状況等から決定しています。

⑥ 福岡農業高校を対象校とした理由について

【高校教育課】

〔 福岡農業高校のみ、しかも佐賀県居住者だけ受検を可能としている理由を問う。 〕

同校は令和3年度の入学者選抜において志願割れが生じていたこと、佐賀県から同校への通学が無理なく可能であると考えられることなどを踏まえ、令和4年度から対象校としたものです。

⑦ 県境を越えた農業高校の受検について

【高校教育課】

〔 農業を担う人材を幅広く育成していくために、その他の県内農業高校についても他県の居住者の受検を可能としてはどうかと考えるが教育長の考えを問う。 〕

県立高校は県内生徒の入学が優先されるべきものであり、県外居住者の受入れは、欠員が見込まれる場合における例外的な取り扱いであると考えています。

本県の農業高校における県外居住者の受入れについても、他の学科と同一の基準により、適切に判断していきます。

① 学びの多様化学校の設置について

【高校教育課】

〔 学びの多様化学校を県内のどこからでもアクセスしやすいよう、4地区それぞれに開設すべきと考えるが、教育長の所見を伺う。 〕

不登校を経験した生徒の学習の場として、近年、自己の状況などに応じた時間割を作ることのできる三部制の単位制高校を4地区に設置するとともに、博多青松高校の通信制課程の定員を増やし、スクーリングの場の拡大も図りました。

また、全日制高校を希望する生徒については、一般入試を受検しやすいよう、中学校第3学年の評定値を合否の選考資料としない特別な入試を全県立高校で実施しています。

さらに、今年4月には、学習の意欲がありながら従来の全日制高校で学ぶには困難があり、きめ細かな支援があれば継続して登校することができる生徒を対象として、小郡高校にみらい創造コースを設置しました。

県教育委員会としては、この新たな学びの多様化学校について、今後の志願状況とともに、生徒の学習の継続や進路実現の状況などを検証する必要があると考えています。

今後とも、中学生の不登校の状況やその進路、地域のニーズなどを踏まえ、不登校を経験した生徒が学びを諦めることのないよう、県立高校全体で、多様な学びの選択肢を提供していきます。

① 中高一貫教育校におけるグローバル人材の育成について

【高校教育課】

〔 グローバル人材の育成に向けた中高一貫教育の充実について教育長の  
見解を問う。 〕

県立中高一貫教育校では、各学校の実情に応じ、中学校段階における外国語の授業時数を標準より増やし、学習内容の先取りを行うなど、中高6年間を見通した、計画的・継続的な英語教育の充実を図っています。

また、海外の中高生との交流や短期合宿型の英語学習プログラムの実施、希望者による海外研修など、異文化理解を深め、実践的な英語力を育むための活動を実施しています。

加えて、中高を通じた探究学習プログラムや幅広い年齢の生徒の触れ合いなどを通し、主体性や課題解決能力、協調性やリーダーシップなど、グローバル人材として求められる資質・能力を育成しています。

県教育委員会としては、各学校の特色を考慮しながら、他の都道府県等における実践事例等も参考にしつつ、グローバル社会で活躍できる人材の育成に向け、中高一貫教育の充実を図っていきます。

○ 無所属の会 新開 崇司 議員

12月10日

- ① 教員免許状の偽造により学校補助教員が逮捕された事案の受け止めについて

【教職員課】

〔 須恵町の中学校の学校補助教員が、任用時に偽造した教員免許状を提出したとして逮捕されたことについて、教育長の受け止めを伺う。 〕

本事案は、須恵町の会計年度任用職員の任用事務に係るものであり、県が任用する教員とはその手続きが異なりますが、全国的に教育の質を担保する教員免許制度の趣旨に鑑み、教員免許状の偽造という事案が発生したことは大変遺憾です。

- ② 教員免許状の原本確認の実施状況について

【教職員課】

〔 県及び市町村では、教員採用時に教員免許状の原本確認を行っているのか、また、市町村に対し、教員免許状の原本確認が行われていたのかヒアリングを行うべきと考えるが、教育長の見解を伺う。 〕

学校に勤務する全ての県費負担教員については、国の通知に定められた手続きに則り、県教育委員会において任用前に免許状の原本確認を実施しています。

市町村が独自に任用する講師等についても、国の通知により、教員採用に当たって教員免許状の原本確認の徹底が求められているところであり、現時点では、市町村に対するヒアリングを行う予定はありません。

- ③ 有効な教員免許状か否かの確認方法について

【教職員課】

〔 有効な教員免許を有しているかを「教員免許管理システム」以外で確認する方法があるか、教育長に伺う。 〕

原本が提示された教員免許状について、教員免許管理システムを活用せずに、その有効性を確認するには授与証明書等の提出を求めることが考えられますが、これについても紙媒体での証明書であり、免許状と同様、偽造の可能性は払拭できません。

#### ④ 市町村からの照会への対応について

【教職員課】

教員免許管理システムを利用することで、市町村は教員免許状の正確な授与を確認することができると思うがどうか。また、市町村が同システムの情報を照会するケースとはどのような場合が考えられるのか、教育長に伺う。

教員免許状の確認をする際、市町村教育委員会の採用担当者が、教員免許管理システムの情報を活用できれば、有効な確認方法であると考えます。

現時点では、市町村からの照会に基づいて、県教育委員会が確認することとなりますが、これについては、文部科学省から「教員免許状の有効性を確認するため教員免許管理システムを活用することは可能である」旨の回答を、県教育委員会としても確認しています。

ただし、個人情報保護の観点などから「その具体的な対象や手続について現在整理中」とのことでした。

今後、国の整理を待って、適切に対応していきます。

#### ⑤ 現職教員に係る教員免許状の有効性の確認等について

【教職員課】

現職の教員について、採用時に提示された教員免許状原本が有効な免許状であるかの確認は困難と思うが、どう確認するのか、また、教員採用時に教員免許管理システムを必要に応じ活用できると考えるが、教育長の見解を伺う。

教員免許更新制度が廃止された令和4年度までは、教員免許管理システムを活用し、現職教員の教員免許状の有効性について確認していました。

それ以降の採用者については、先ほど申し上げたとおり、全て任用前に、免許状の原本確認を行っていただきますので、現時点において、改めて免許状の有効性を確認する必要はないと考えます。

また、教員免許管理システムは、教員免許状の有効性の確認に活用できるものと考えていますが、現状では、個人情報の機密性の保持や事務処理が集中すること、一定の処理期間を要することなど、実務上の課題があるため、国の動きも踏まえ、当該システムの活用について、研究していきます。

① 通級指導教室在籍児童生徒数の増加に伴う教員の配置について

【教職員課】

〔 通級指導教室在籍児童生徒数の増加に伴う教員の配置について、対応できているのか、教育長に伺う。 〕

県教育委員会では、児童生徒13人に対し教員1人とされている義務標準法の算定方法により、適切に配置しています。

通級指導教室に係る教員定数の充実については、義務標準法算定方法に基づく教員定数の確保や、配置基準の引下げ、対象となる児童生徒が少数の場合の人的措置など、今後も、全国都道府県教育長協議会をはじめ、あらゆる機会を捉えて、国に要望していきます。

② ふくおか就学サポートノートの教員への周知について

【特別支援教育課】

〔 ふくおか就学サポートノートの教員への更なる周知徹底について、今後どのように取り組んでいくのか、中学校の通級指導教室が少ないことについての認識と併せて伺う。 〕

ふくおか就学サポートノートについては、小中学校の新任特別支援教育コーディネーター研修会や、管理職研修会等において、小中学校間の引継ぎの重要性とともに紹介してきたところです。

今後もこれらの研修を含め、様々な機会を捉えて周知に努めていきます。

また、言語障がいについては早期からの支援が重要であり、小学校において一定期間の指導を受けることにより、以後は指導が必要なくなるケースも一定数あると考えられますが、中学校においても支援が必要な生徒については、本人・保護者や専門家の意見等を踏まえた上で、通級による指導を含めた適切な支援体制を構築する必要があると考えています。

### ③ 言語聴覚士の活用について

#### 【特別支援教育課】

小中学校における適切な指導のためには、言語聴覚士の活用などの支援も必要だと考えるが、県教育委員会ではどのような取組を行っているのか、また、大野城市の事例を他市町村に広める取組も必要だと考えるが、教育長の所見を伺う。

各小中学校において、障がいのある児童生徒に対し、適切な指導と必要な支援を行うことができるよう、県教育委員会として、県立特別支援学校の教員による支援のほか、各学校等の要請に応じて保健・医療・福祉等の外部専門家による巡回相談を実施しています。

昨年度は、小中学校に対して、総派遣回数313回のうち、言語聴覚士の資格を有する者を21校、25回派遣しました。

さらに、市町村において言語聴覚士等の専門家を直接任用する場合、国の補助事業を活用することも可能となっています。

今後も、これらの事業や、言語聴覚士等の任用に係る県内の好事例を周知し、言語障がい等の通級による指導の充実に努めていきます。

① 学校教育における拉致問題と人権教育の取組について

【人権・同和教育課】

本県の学校教育において、児童生徒の拉致問題に関する理解を深める必要があるが、現在取り組んでいる内容と人権教育に関しての今後の在り方について、教育長に問う。

北朝鮮による拉致問題は、国民の生命と安全に関わる重大な人権問題であり、現在も解決に向け全力で取り組むべき問題であることから、学校教育において、児童生徒の関心と理解を深めるための学習を継続して実施することが重要であると認識しています。

現在、本県においては、拉致問題についての記載のある社会科の教科書をすべての公立小中学校で使用しており、児童生徒の発達段階に応じた学習を実施しています。

さらに、県教育委員会では、全ての公立学校に対し、拉致問題啓発アニメ「めぐみ」を教材とする指導者用資料を配布しています。

また、教員の拉致問題に関する理解を深めるため、内閣官房拉致問題対策本部が実施する「拉致問題に関する教員等セミナー」へ毎年参加しています。

なお、指導にあたっては、北朝鮮や北朝鮮にルーツのある人に対する偏見や差別につながることをないよう十分留意する必要があると考えています。

今後も、アニメ「めぐみ」の更なる授業での活用促進を研修会等で働きかけるなど、拉致問題についての児童生徒の関心と理解を深める取組を進めるとともに、拉致問題および外国人の人権など、様々な人権課題について、自分ごととして理解を深め、当事者とその家族の痛みや感情に共感できる力の育成など、児童生徒の人権尊重の意識を高める教育をしっかりと行っていきます。

① 伝統文化の継承に向けた教育について

【義務教育課・高校教育課・社会教育課】

学校教育の場で伝統文化の継承に向けた教育をどのように実践していくのか、教育長に伺う。

児童生徒が伝統文化について学習することは、我が国と郷土への親しみや愛着の情を深め、豊かな人間性ととともに、国際社会の中で日本の伝統文化を次代に継承する自覚を育むといった意義があると考えています。

このため、県教育委員会では、伝統文化を学ぶ意義や効果、優れた教育実践をまとめた小中学校向けの指導資料を作成するなど、伝統文化の継承に向けた取組を支援しています。

現在、県内の小中学校では、社会科や総合的な学習の時間等において、地域の郷土芸能や文化財等を教材とした特色ある学習が行われているところです。

県立高校では、地理歴史科での学習のほか、伝統文化を扱う学校設定科目を開設している例があります。例えば、福岡講倫館高校では、和服の柄や構成、仕立て、着付けなどの学習を通して、日本の伝統服飾文化に触れる科目を設け、伝統文化の継承の重要性を学んでいます。

また、特に、我が国の歴史や文化、伝統を幅広く総合的に学ぶ武道・日本文化コースを嘉穂高校に設置しています。

今後ともこれらの学習や取組等を通じて、伝統文化を学習する機会と内容の充実を図り、児童生徒の興味関心や理解を深め、伝統文化を尊重し、継承、発展させる力を育んでいきます。